掛川市教育委員会告示第４号

掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）第４条第１項の規定により、次に掲げる文化財を市指定有形文化財に指定したので、同条第４項の規定により告示する。

平成28年２月22日

掛川市教育委員会教育長　山　田　文　子

指定する文化財

名　　称　松ヶ岡（旧山﨑家住宅）

指定年月日　平成28年２月22日

所　在　地　掛川市南西郷838番　他11筆

所　有　者　掛川市

指定の理由　江戸時代後期の豪商の建物で、建造物調査により棟札が発見され、安政３年（1856年）の建築が確定した。主屋、長屋門、中門などは建築当時のまま残されており、いずれも厳選された第一級の材料をもって丁寧な細工によって建築されている。また、「松ヶ岡」の起源となった赤松も残り、建物と庭園が全体的に江戸時代後期の屋敷構えをほぼ原型のままに残していて、貴重である。